

「食」の自立支援事業

配食サービス

費用

1食あたり
500円

栄養バランスの取れた食事をご自宅までお届けします。
お届け時に安否確認を行い、万が一のときには、緊急連絡先へ連絡します。

対象者

- ①～③の方のみで生活している介護保険被保険者のうち、
食事の支度が困難で安否確認が必要な方
- ①65歳以上の方
 - ②40歳以上65歳未満の方で、介護保険の要介護
又は要支援認定を受けている方
 - ③障害者手帳をお持ちの方



配食内容

- ・夕食のみのお弁当を、週1回～3回、午後4時～午後6時の間にお届けします。（配達時間の指定はできません。）
- ・献立は、担当地区の配食サービス事業者が毎月決定します。
- ・土、日、祝祭日、年末年始はお休みとなります。
- ・安否確認を目的としているため、直接手渡しを行います。

提供
基準等

- ・介護保険未申請者・要支援1 → 週1回
- ・要支援2・要介護1 → 週2回まで
- ・要介護2以上 → 週3回まで

※安否確認の意味合いから、他の介護サービスを利用していない曜日を配食利用日とすることを願っています。

※障害者手帳をお持ちの場合は、上限回数が上記と異なる場合があります。

注意事項

- ・配食が必要ないときは、前日の午後5時までにご連絡ください。
- ・急な外出など、当日、午後4時から午後6時の間、不在となる場合は、必ずご連絡ください。
- ・万が一、お届けの際に応答がない場合は、安否確認のため、**ご登録されている緊急連絡先（ご家族等）へ連絡します。**
その際に対応できるよう、ご準備いただきますようお願いします。

●申請から配食サービス開始までの流れ

1. 申請書類のご提出

下記のとおり、申請書類を窓口または郵送にてご提出ください。
(市公式webサイトからオンライン申請も可能です。)

■申請書類

- ①在宅ひとり暮らし高齢者等配食サービス利用承認申請書
※親族等の緊急連絡先の記入が必要です。

事前に了解を得てください。

■提出窓口

市役所介護福祉課、行徳支所介護福祉相談窓口
または高齢者サポートセンター



オンライン申請QRコード



2. アセスメント調査（聞き取り調査）

担当地区の高齢者サポートセンター職員が、ご自宅に訪問して、聞き取り調査を行います。
(配食の回数・曜日などの確認、体調や生活状況の聞き取り等を行います。)



3. 事前調整

担当地区の配食サービス事業者が、ご自宅へ事前調整に伺います。
(料金の支払い方法などについて確認を行います。)

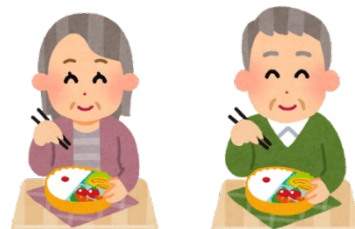


4. サービス開始（申請から3週間前後）

配食サービスの利用開始となります。
市役所介護福祉課より、利用承認決定通知書を送付します。

●その他

- ・年に1回、高齢者サポートセンターによる現況調査を行います。
- ・現況調査を行えず、利用実績のない月の初日から起算して休止期間が1年を超える場合、利用承認を取り消します。



申込み・
問い合わせ

- 市川市 福祉部 介護福祉課 管理グループ
電話：047（712）8540
- 市川市 行徳支所 介護福祉相談窓口
電話：047（359）1274
- 各高齢者サポートセンター